

健康管理手帳の交付対象業務の追加に関する論点整理案

1. はじめに

(1) 有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に過去に従事し、現に事業者に使用されている労働者については、労働安全衛生法第66条第2項等に基づき事業者が特殊健康診断を実施している。また、労働安全衛生法第67条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第23条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第53条第1項に規定する一定の要件を満たすものは、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は12業務、平成21年末における累積交付数の合計は、約5万7千件である。

(2) 平成20年の労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則の改正により、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）並びに砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）について、ばく露防止対策等を義務づけるとともに、当該物質を製造し、又は取り扱う業務については特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項に基づくもの）の実施を義務づけたことに伴い、これらについて、健康管理手帳の交付対象とすべきかなどについて検討する必要がある。

2. 健康管理手帳交付の基本的考え方について

（1）交付対象業務の基本的考え方

労働安全衛生法第67条、労働安全衛生法施行令第23条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成7年12月労働省の検討会がとりまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱い業務等を、健康管理手帳の交付対象として検討している。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
- イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること
- イ 労働基準法施行規則別表第1の2第7号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会(※)の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病(同別表第1の2第8号)
- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

(※現行：労働政策審議会)

なお、上記の要件の①ハに該当する、従前の健康管理手帳の交付対象の規制物質等としては、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素、コークス又は製鉄用発生炉ガス、塩化ビニル又はポリ塩化ビニル及び粉じん作業があり、これらは、特定化学物質障害予防規則等によるばく露防止対策等とともに、健康診断については、労働安全衛生法第66条第2項等に基づき、事業者が有害な業務に過去に従事し、現に事業者に使用されている労働者を対象に行う特殊健康診断の対象業務とされている。

また、上記の要件の③については、主として近年の労災認定の事例の有無等を勘案してきたところである。

なお、上記の考え方方に加えて、近年取扱い等が行われるようになった有害物質で、①に該当するものは、労働者のばく露期間等から労災認定の事例が発生する可能性が低いと考えられるため、別途、国内外の疫学的データ、症例データ、作業環境等を踏まえた検討が必要ではないか。

(2) 交付要件等の基本的考え方

個々の交付対象業務に係る交付要件（労働安全衛生規則第53条）については、特定の所見（胸膜肥厚等）、業務従事経験年数等を定めており、症例データ等のほか、従前の交付対象業務（従前の交付対象業務と類似の業務、同様の疾病を引き起こす業務）の交付要件を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。

また、健康診断にかかる実施頻度と健康診断項目については、従前の交付対象業務における健康診断や特殊健康診断等を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。

3. 新たに特殊健康診断の対象となった物質（ニッケル化合物、砒素及びその化合物）の健康管理手帳における取扱について

(1) 現状

- 1) ニッケルに関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていない。
- 2) 砒素に関しては、「三酸化砒素を製造する工程において焙燒若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポツト法若しくはグリナワルド法により製錬する業務」が交付対象となっている（平成21年末の交付数43件）。

(2) 検討

1) ニッケル化合物

ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）に係る業務については、2(1)の各要件に関して、

- ・「ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）」については、国際的にもIARC(WHO国際がん研究機構)の評価において、「I：ヒトに対して発がん性がある」物質等と分類され、特定化学物質障害予防規則によるばく露防止対策等とともに、労働安全衛生法第66条第2項に基づく、有害な業務に過去に従事し、現に事業者に使用されている労

労働者を対象に事業者が行う特殊健康診断の対象業務でもあり、①のハに該当すること

- ・「ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん」は、労働基準法施行規則別表第1の2第7号における業務に起因する疾病であり、②のイに該当すること
- ・近年取扱い等が行われるようになった物質等ではなく、過去約30年間、労災認定事例がないこと等を勘案すると、③に該当しないと考えられること

から、現状においては、健康管理手帳の交付対象に係る要件を満たしていないと考えられ、交付対象業務としないことが適当であると考えられるのではないか。

労災認定疾病名	労災認定期件数			
	昭和 55 年度～ 昭和 62 年度	昭和 63 年度 ～平成 9 年度	平成 10 年度 ～平成 20 年度	
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	

2) 硒素及びその化合物

砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）に係る業務については、2(1)の各要件について、

- ・「砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）」については、国際的にも IARC (WHO 国際がん研究機構) の評価において、「I : ヒトに対して発がん性がある」物質等と分類され、特定化学物質障害予防規則によるばく露防止対策等とともに、労働安全衛生法第 66 条第 2 項に基づく、有害な業務に過去に従事し、現に事業者に使用されている労働者を対象に事業者が行う特殊健康診断の対象業務でもあり、①のハに該当すること
- ・「砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務に

よる肺がん又は皮膚がん」は、労働基準法施行規則別表第1の2第7号における業務に起因する疾病であり、②のイに該当すること

- ・労災認定事例が昭和55年度以降30件、近年約10年間（平成10～20年度）において3件（現在の健康管理手帳の交付対象業務外の労災認定事例が含まれている。）あること等を勘案すると、③に該当すると考えられること

から、健康管理手帳の交付対象に係る要件を満たしていると考えられ、労働基準法施行規則別表第1の2第7号における業務のうち、労災認定事例となった無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造し、これらを粉碎し粉状にする業務について、新たに健康管理手帳の交付対象業務とすることが適当であると考えられるのではないか。

労災認定疾病名	労災認定件数		
	昭和55年度～昭和62年度	昭和63年度～平成9年度	平成10年度～平成20年度
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	13	14	3

(近年10年間の労災認定事例)

性別	男性
疾患名	原発性肺がん
従事歴	14年6ヶ月（昭和24年～昭和38年）
作業内容等	農薬工場において、亜砒酸を硝酸で酸化（砒酸反応）させて砒酸液を作る作業や、砒酸鉛・砒酸石灰を製造し、乾燥後に粉碎混合して包装する作業に従事しており、無機砒素化合物を製造する工程における業務上の疾病と認められた。

性別	男性
疾患名	原発性肺がん
従事歴	15年（昭和26年～昭和41年）
作業内容等	農薬工場において、亜砒酸を硝酸で酸化（砒酸反応）させて砒酸液を作る作業や、砒酸鉛・砒酸石灰を製造し、乾燥後に粉碎混合して包装する作業に従事しており、無機砒素化合物を製造する工程における業務上の疾病と認められた。

※上記2例以外の1例の詳細は不明

無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造し、これらを粉碎する業務を健康管理手帳の対象業務とする場合の交付要件並びに健康診断の実施頻度及び健康診断項目について

①交付要件

- ・近年の労災認定事例の数は限られているが、いずれも5年以上の従事期間であること
- ・無機砒素化合物による慢性的な健康障害においては、石綿やベリリウムによる陰影等の特異的な臨床所見がないこと等から、従前の三酸化砒素と同様、従事期間をもって交付要件とすることが適当であると考えられること
- ・現行の三酸化砒素等の交付要件と特段の差を設けることが必要であると考えられないこと

から、「5年以上従事した経験を有すること」とすることが適当であると考えられるのではないか。

②健康診断の実施頻度及び健康診断項目

健康管理手帳における健康診断について、現行の三酸化砒素等に係る健康診断の実施頻度とすることが適当であるが、健康診断項目については、離職後に実施する健康診断において、生物学的モニタリングを目的とした代謝物の測定は不要であることから、別添の案としてはどうか。

(別添)

砒素化合物にかかる健康管理手帳の健康診断項目（案）

1 業務の経歴の調査

- 2 せき、たん、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査
- 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピ一検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学検査